

久慈川・那珂川流域治水協議会（仮称）の設立趣旨について

今般設置する協議会は、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するためのものである。

このため、協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備や久慈川・那珂川流域における減災対策協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止・軽減に資する流域における対策を総合的に検討の上、密接な連携体制を構築するための協議等を行うこととする。

久慈川・那珂川流域治水協議会（仮称） 規約（案）

（設置）

第1条 「久慈川・那珂川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、久慈川・那珂川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 久慈川・那珂川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所調査第一課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年8月31日から施行する。

別表 1

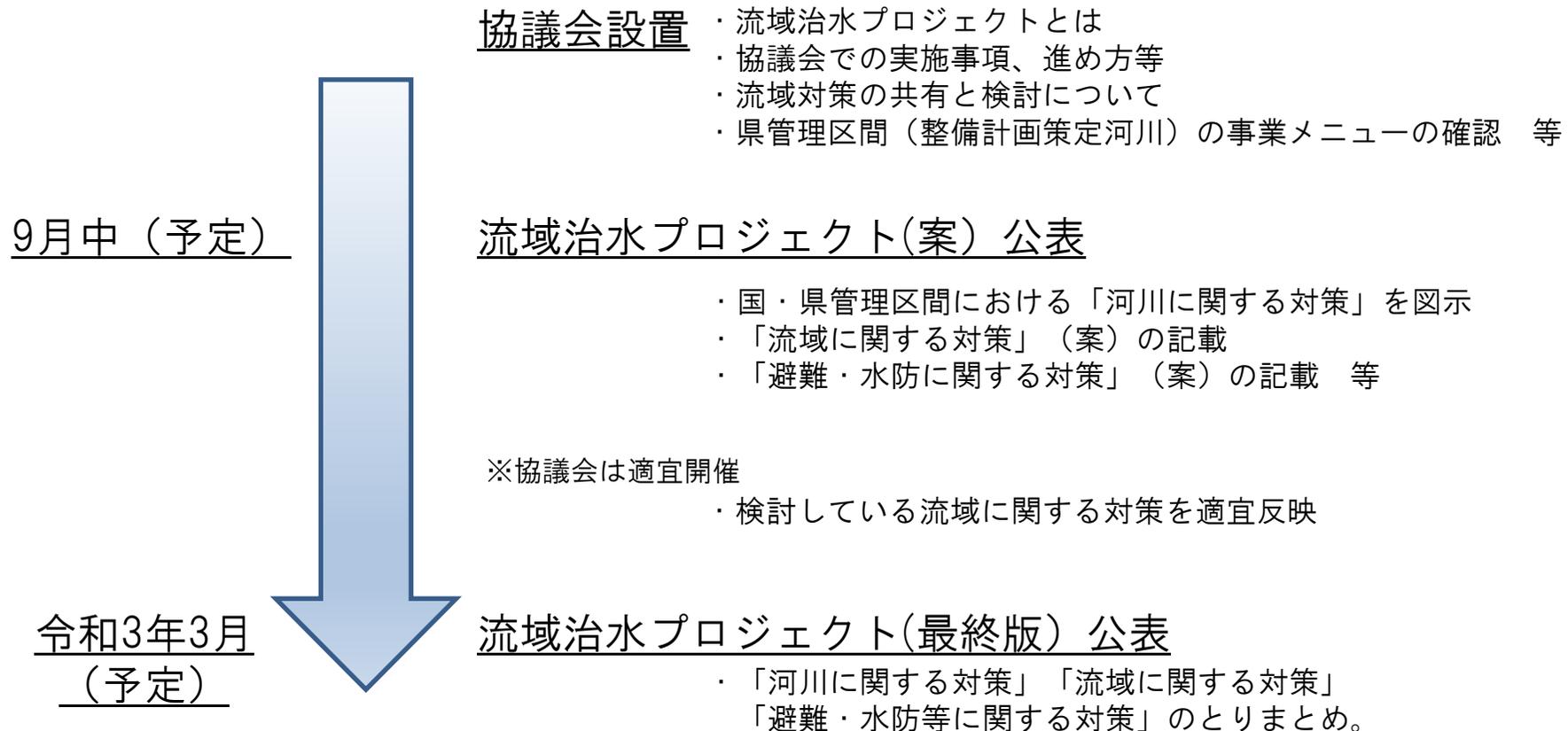
構成団体名	役職
茨城県 土木部	河川課長
栃木県 県土整備部	河川課長
水戸市	市長
日立市	市長
常陸太田市	市長
ひたちなか市	市長
常陸大宮市	市長
那珂市	市長
茨城町	町長
大洗町	町長
城里町	町長
東海村	村長
大子町	町長
大田原市	市長
那須烏山市	市長
茂木町	町長
市貝町	町長
那珂川町	町長
関東地方整備局 常陸河川国道事務所	事務所長
関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所	事務所長

協議会での実施事項と今後の進め方について

【実施事項】

- 流域治水の全体像を共有・検討。
- 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 等

【今後の進め方】



■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、霞堤整備、浸水対策 等

■流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限 (災害危険区域の設定等)
- ・家屋移転、住宅の嵩上げ(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転促進事業等)
- ・高台整備

【その他】

- ・利水ダム等1ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 (関係者: 国、茨城県) 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・ダム操作状況の情報発信
- ・令和元年東日本台風の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
- ・防災メール、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等

※今後、関係機関と連携し対策検討



写真① 出水状況(大子町, R1.10 東日本台風)

凡例

- ⇨ 大臣(国)管理区間
- 河川対策区間 (茨城県)



写真② 河岸洗掘箇所 (常陸太田市, R1.10 東日本台風)



写真③ 堤防決壊箇所 (常陸太田市, R1.10 東日本台風)

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※上図には危機管理対策等は含まれていない。
 ※現在河川整備計画変更手続き中。8

那珂川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ(案)】

～本川及び支川の河道掘削、堤防整備、遊水地整備等により洪水時の水位上昇を低減～

○令和元年東日本台風で甚大な被害が発生した那珂川水系では、那珂川緊急治水対策プロジェクトに加え、以下の取り組みを一層推進していくことで、国管理河川においては、戦後最大の令和元年東日本台風洪水と同規模の洪水に対して、洪水時の水位上昇を低減し、流域における浸水被害の軽減を図る。



浸水被害状況(茨城県水戸市)

■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、遊水地整備、調節池整備、浸水対策、浸透対策 等

■流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限(災害危険区域の設定等)
- ・家屋移転、住宅の嵩上げ(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転促進事業等)
- ・高台整備

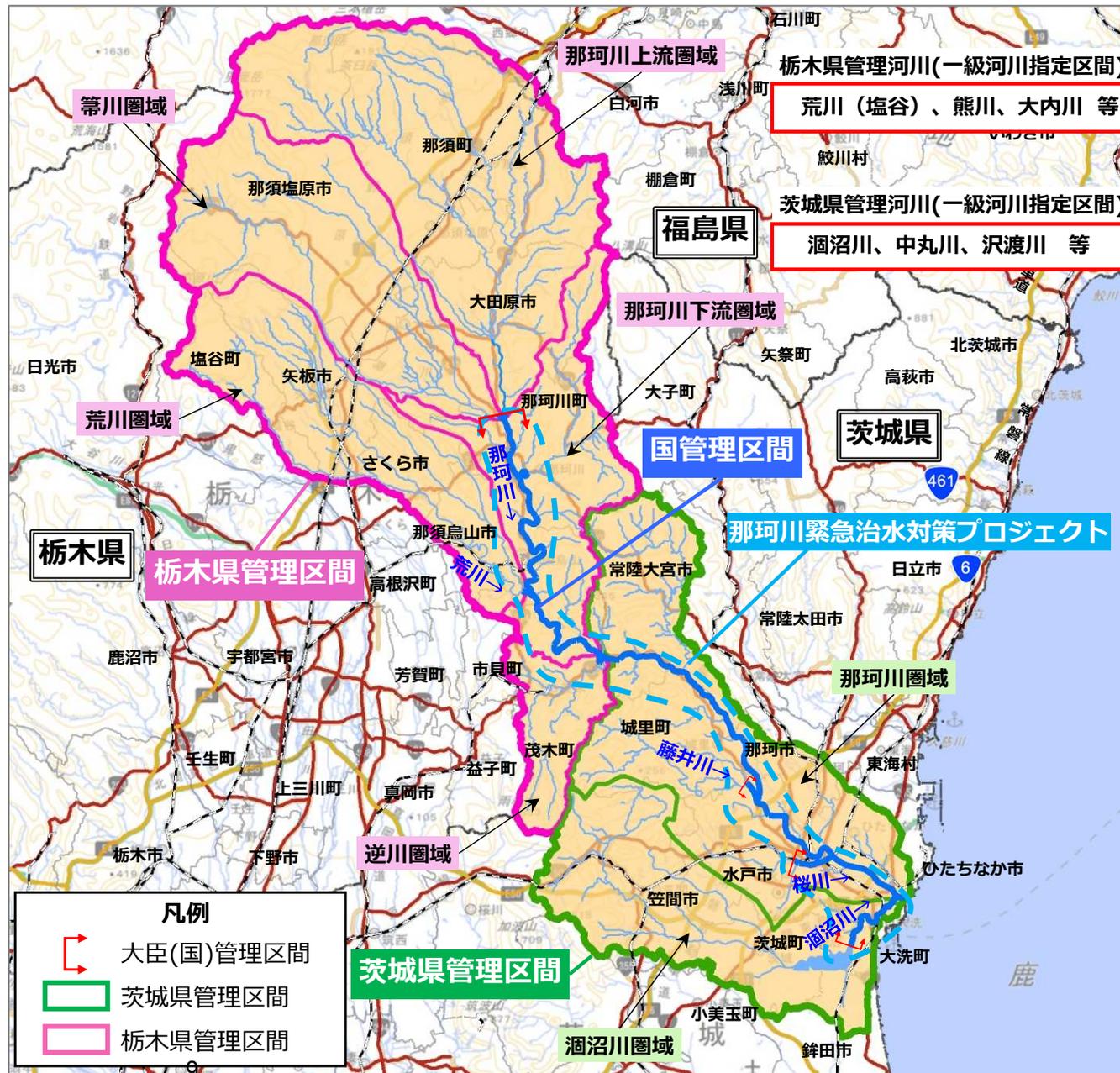
【その他】

- ・利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:国、茨城県、栃木県 など) 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・ダム操作状況の情報発信
- ・令和元年東日本台風の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
- ・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

～本川及び支川の河道掘削、堤防整備、遊水地整備等により洪水時の水位上昇を低減～

■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、遊水地整備、調節池整備、浸水対策、浸透対策等

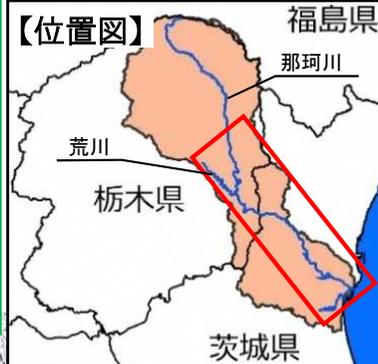
■流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限（災害危険区域の設定等）
- ・家屋移転、住宅の嵩上げ（土地利用一体型水防災事業、防災集団移転促進事業等）
- ・高台整備
- 【その他】
- 利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築（関係者：国、茨城県、栃木県 など）等
- ※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・ダム操作状況の情報発信
- ・令和元年東日本台風の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
- ・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等



凡例	
■	浸水実績範囲（戦後最大の令和元年東日本台風）
■	大臣(国)管理区間
—	緊急治水対策プロジェクトにおける河川対策
—	河川整備計画における河川対策
—	流域における対策

写真④浸水被害状況（那珂川左岸61.0k） 写真③堤防決壊状況（那珂川左岸40.0k） 写真②浸水被害状況（茨城県那珂市、城里町） 写真①浸水被害状況（茨城県水戸市）

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※上図には危機管理対策等は含まれていない。
 ※現在河川整備計画変更手続き中。

～本川及び支川の河道掘削、堤防整備、遊水地整備等により洪水時の水位上昇を低減～

■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、遊水地整備、調節池整備、浸水対策、浸透対策 等

■流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限(災害危険区域の設定等)
- ・家屋移転、住宅の嵩上げ(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転促進事業等)
- ・高台整備

【その他】

- ・利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:国、茨城県、栃木県 など) 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

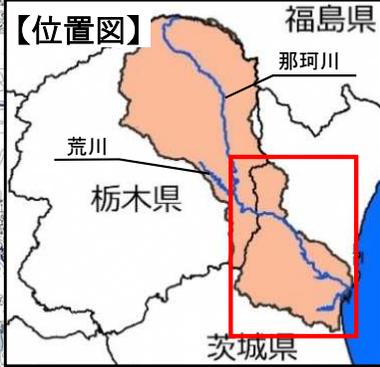
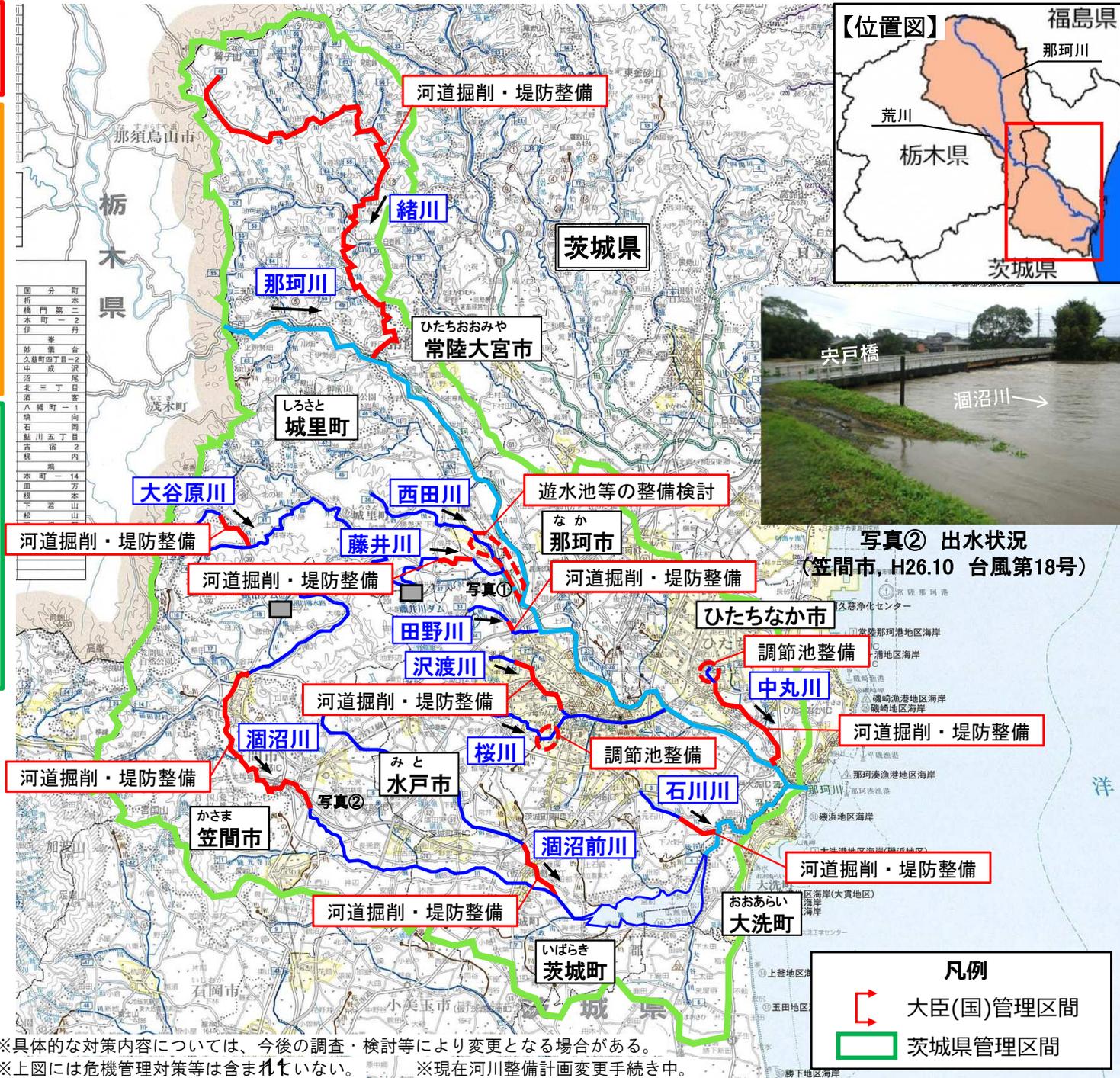
■ソフト対策

- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・ダム操作状況の情報発信
- ・令和元年東日本台風の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
- ・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等

※今後、関係機関と連携し対策検討



写真① 浸水状況(水戸市, R1.10 東日本台風)



写真② 出水状況 (笠間市, H26.10 台風第18号)

凡例

- 大臣(国)管理区間
- 茨城県管理区間

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※上図には危機管理対策等は含まれていない。 ※現在河川整備計画変更手続き中。

～本川及び支川の河道掘削、堤防整備、遊水地整備等により洪水時の水位上昇を低減～



■河川における対策

対策内容 河道掘削、堤防整備、遊水地整備、調節池整備、浸水対策、浸透対策 等

■流域における対策

【土地利用・住まい方の工夫】

- ・浸水が想定される区域の土地利用制限(災害危険区域の設定等)
- ・家屋移転、住宅の嵩上げ(土地利用一体型水防災事業、防災集団移転促進事業等)
- ・高台整備

【その他】

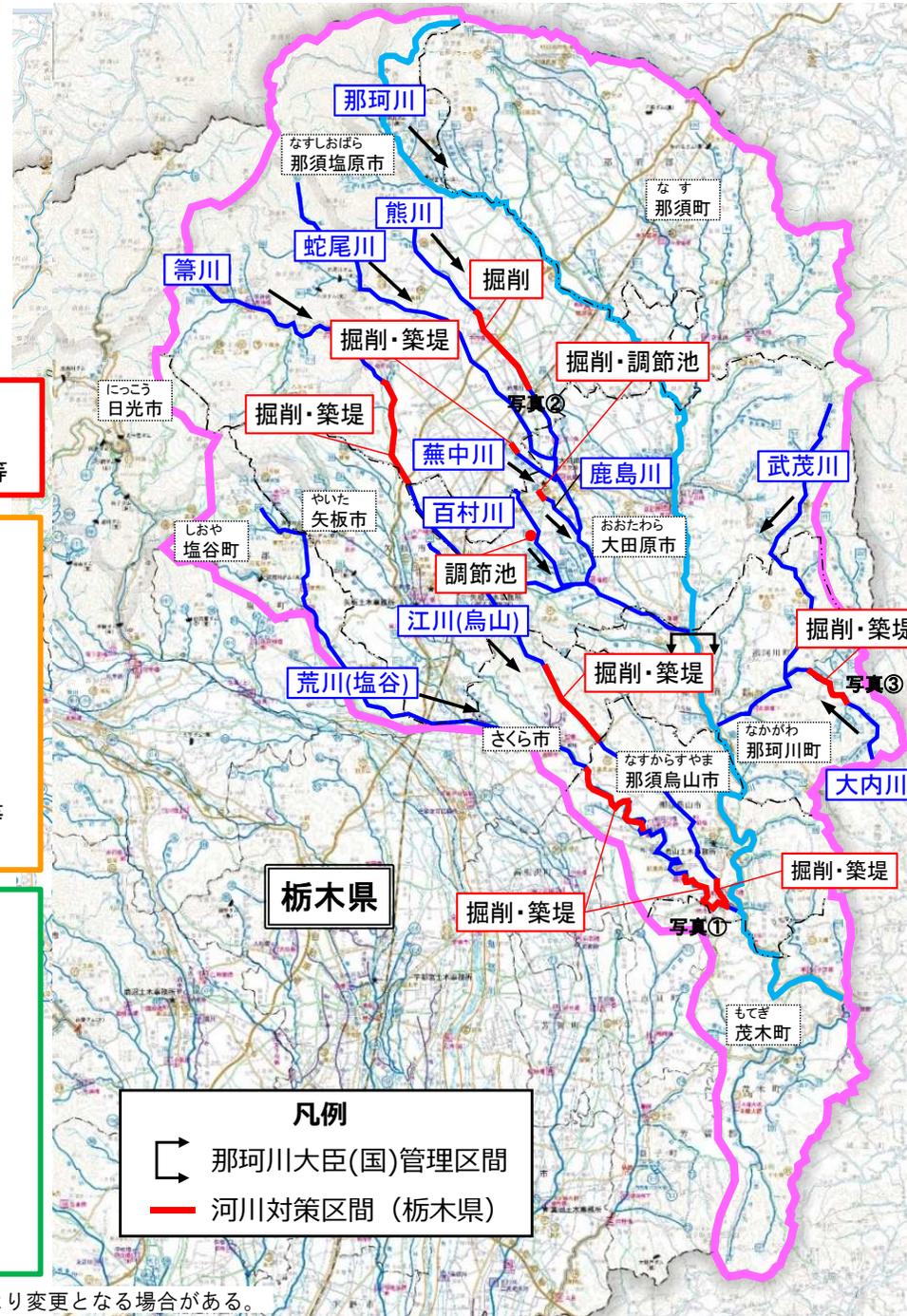
- ・利水ダム等12ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:国、茨城県、栃木県 など) 等

※今後、関係機関と連携し対策検討

■ソフト対策

- ・越水・決壊を検知する機器の開発・整備
- ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置
- ・ダム操作状況の情報発信
- ・令和元年東日本台風の課題を受けたタイムラインの改善
- ・講習会等によるマイ・タイムライン普及促進
- ・防災メール、防災行政情報伝達システム、防災行政無線等を活用した情報発信の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進
- ・緊急排水作業の準備計画策定と訓練実施 等

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※上図には危機管理対策等は含まれていない。



写真①荒川向田地区(R1.10洪水)



写真②熊川旭橋付近(H10.8洪水)



写真③大内川滝沢橋付近(H11.7洪水)